【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年７月１日
【会社名】	株式会社カワタ
【英訳名】	ＫＡＷＡＴＡ ＭＦＧ.ＣＯ.,ＬＴＤ.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　白　井　英　徳
【本店の所在の場所】	大阪市西区阿波座１丁目15番15号(第一協業ビル)
【電話番号】	06(6531)8211
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部門統括　　白　石　　亙
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区阿波座１丁目15番15号(第一協業ビル)
【電話番号】	06(6531)8211
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部門統括　　白　石　　亙
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成28年６月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年６月29日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　剰余金の処分の件

① 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

１株につき金７円（うち普通配当５円、創立80周年記念配当２円）

総額49,572,488円

② 効力発生日

平成28年６月30日

第２号議案　定款一部変更の件

① 監査等委員会設置会社移行に伴う所要の変更

② 責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受け、責任限定契約の対象を拡　　大するための所要の変更

③ その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、白井英徳、森畑秀則、藤坂祐宏、柴孝幸、白石亙、髙塚雅博を選任するものです。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

監査等委員である取締役として、城豊治、軸丸欣哉、伊藤芳伸、石田章を選任するものです。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額240,000千円以内とするものです。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まないものとします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額60,000千円以内とするものです。

第７号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を継続するものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第１号議案 剰余金の処分の件	52,661	2,849	―	(注) １	可決　94.87
第２号議案 定款一部変更の件	52,572	2,938	―	(注) ２	可決　94.71
第３号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件				(注) ３	
白井英徳	52,401	3,109	―		可決　94.40
森畑秀則	52,593	2,917	―		可決　94.75
藤坂祐宏	52,590	2,920	―		可決　94.74
柴　孝幸	52,600	2,910	―		可決　94.76
白石　亙	52,593	2,917	―		可決　94.75
髙塚雅博	52,596	2,914	―		可決　94.75
第４号議案 監査等委員である取締役４名選任の件				(注) ３	
城　豊治	52,577	2,933	―		可決　94.72
軸丸欣哉	52,570	2,940	―		可決　94.70
伊藤芳伸	52,580	2,930	―		可決　94.72
石田　章	52,577	2,933	―		可決　94.72
第５号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件	52,485	3,025	―	(注) １	可決　94.55
第６号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件	52,503	3,007	―	(注) １	可決　94.58
第７号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件	51,377	4,133	―	(注) １	可決　92.55

(注) １．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成であります。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決または否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。